

■死亡届と葬儀請負契約

病院からの遺体の搬送や死亡届は、通常、葬儀社が代行してくれます。しかし、その前提に葬儀請負契約があります。死亡の直後に、十分な葬儀情報（葬儀費用や提供されるサービス内容）を持たないまま、高額な葬儀請負契約の成約がなされてしまうのが葬儀ビジネスの実態です。後日のトラブルを防ぎ、契約上の不満が残らないようにするためには、事前に葬儀費用の相場など情報を収集したりして、契約内容の妥当性について比較検討できるように、準備しておくことが望ましいのです。

■当座の生活資金確保に
自筆遺言書を

金融機関は、取引先の死亡情報を入手すると直ちにその取引を停止します。その後、相続手続きが終了するまでは、預金の引き出しには一切応じてくれません。ここでは注意したいことは、相続手続きが遺言書による場合は、早期に預金の引き出しが可能となりますが、遺産分割協議書による場合で、かつ、相続人中に未成年者や成年後見人がいる場合、手続き上、家庭裁判所の特別代理人の選任を必要とするために、約2か月間は、預金の引き出しが不能な状態が続きます。この事態を避けるためには、自筆遺言書の活用が不可欠です。

■遺言書の検認と開封

自筆遺言書と秘密遺言書については、偽造や変造防止のため、遅滞なく、家庭裁判所の検認を受け

こんなときはどうすれば？ 遺言、葬儀、相続

なければなりません。検認を受けずにこれらの遺言書を開封した場合は、過料（5万円以下）に処せられるので十分な注意が必要です。なお、検認書とは、遺言の有効・無効を判断するための手続きではありません。

■相続放棄と限定承認

相続すると、財産ばかりではなく、借金も相続することとなります。しかし、故人に借金や保証債務があるかどうかはすぐに分からないことが多いので、相続するか否かは3か月以内（熟慮期間）に決めればよいことになっています。熟慮期間中に相続放棄や限定承認の手続きをしないと、相続をしたこととなります。この期間に財産関係がよく分からない場合は、期間の延長を家庭裁判所に求めることができます。

■遺言の強大な法律力

「相続」が「争族（そうぞく）」とも表現される昨今、遺言書の必要性は高まってきました。遺言書を作ることによって、遺産分割に関する相続人間の争いを防ぐこともできます。特定相続人に法定相続分を超える遺産を相続させたり、第三者に財産を与えることも認められます。遺言書を作る際の注意点は、厳格な法定の様式に従って作らなければなりません。これに違反する遺言は無効となることもあり、公正証書遺言が最も信頼できる遺言書とされています。

（国民生活センター発行）

「くらしの豆知識」より

熊本県消費生活センター ☎383-0999 役場住民生活課住民係 ☎286-3111 内線111・112
消費者地域相談員 遠山美智子 ☎286-4125 大塚慶子 ☎286-4792 吉村静代 ☎286-5914 富田セツコ ☎286-6525

国民年金

付加年金についてご存じですか？

老齢基礎年金受給額をより高いものにしたいと考えている人のために、「付加年金」があります。

国民年金第一号被保険者（自営業者・無職など）や任意加入被保険者が定額国民年金保険料にプラスして付加年金保険料を納付すると、老齢基礎年金に付加年金が上乗せされた年金（終身）を受給することができます。

加入できる人

国民年金第一号被保険者（自営業・無職など）または、任意加入被保険者

加入できない人

国民年金保険料免除・猶予を受けている人や国民年金基金に加入している人



付加年金保険料・・・・・・月額 400 円

●付加年金の受給額（年額）…… 200 円 × 付加保険料納付月数

問い合わせ先 熊本東年金事務所 ☎ 367-8144
役場保険課国保年金係 ☎ 286-3111 内線 122・123